

## 火災予防分野における手続の電子申請について

火災予防分野の一部の手続について、「マイナポータル・ぴったりサービス」による電子申請の受付を開始しました。パソコン・スマートフォン・タブレットから手続ができます。そのため、消防機関に出向くことなく、自宅や職場から 24 時間 365 日いつでも申請でき、時間短縮につながります。

→「事業所の皆さんへ」火災予防分野における手続の電子申請の運用を始めました。

### 【申請可能な手続】(令和 5 年 4 月 3 日時点)

- ①防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ②消防計画作成(変更)届出書
- ③消防訓練実施届書

### 【電子申請の方法】

マイナポータル・ぴったりサービスを使用し、パソコン等で申請を行います。



- ①QRコードを読み取る。
- ②市町村を「竹田市」、カテゴリは「救急・消防」を選択し、検索
- ③申請可能な手続を選択、必要な項目を入力
- ④必要であれば、申請情報を保存し、次回の申請時に利用する。